

松江家庭裁判所委員会（第39回）議事概要

第1 日時

令和3年1月19日（火）午後1時30分～午後4時00分

第2 場所

松江家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員） 安達 泉，石原 宏，岩崎正志，大西杏理，岡崎真由子
佐々木麻理，中垣内健治（委員長），奈良井孝，西尾 淳
堀江美樹，三島恭子，山下敏男（五十音順敬称略）

（事務担当者）高瀬事務局長，溝口事務局次長，
佐藤首席家庭裁判所調査官，石川家裁首席書記官
遠藤総務課長，荻原会計課長

（庶務） 吉田総務課課長補佐

第4 テーマ

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

第5 議事

- 1 新任委員自己紹介
- 2 委員長選任
- 3 委員長代理指名
- 4 概要説明
- 5 庁舎見学
- 6 意見交換等
別紙のとおり
- 7 次回委員会のテーマ
庁舎見学，利用しやすい裁判所について
松江家庭裁判所の概要について
- 8 次回開催日時
追って指定

松江家庭裁判所委員会

委員長：本日のテーマは、新型コロナウイルス感染症への対応策についてということで、裁判所の行った感染防止対策について御意見をいただきたいと思えます。

施設面、あるいは運用面のどちらに関するものでも結構ですので、見学の際にお気づきになられた点も含めまして、いろいろ御意見をお聞かせ願いたいと思えます。

なお、事前に委員から消毒液のポンプについて、ポンプを手で触れなくてもよいように、非接触型の足踏み式、あるいは電動式のものを設置してはどうかという御意見をいただきました。貴重な御意見をいただきありがとうございます。

委員は、ポンプを手で触ることに抵抗を感じられる方は、手押しポンプだと消毒液を使わないこともあると思われるので、できれば非接触型のポンプを設置するのが望ましいけれども、予算等の関係で全て備えるのが難しいのであれば、正面玄関の入口だけでも非接触型のものを設置したらどうかという御意見でしたが、補足がございませうか。

委員：全てのものを非接触型にするのではなくて、不特定多数の人が多く通る正面入口だけでも非接触型にしてはどうかと思いました。

委員長：ありがとうございます。この件については当庁で検討したところ、まず感染状況から言いますと、島根、鳥取は広島高裁管内の中で一番感染者数が少なく、広島、岡山は非常に感染者が増えてきており、緊急事態宣言に準じた地域に入れるかどうかを検討されている状況です。他庁の状況を調査したところ、まだ非接触型の消毒液を導入していないということでした。

そうすると、一番感染者が多い広島や岡山がまだ設置していないのに、松江で設置する必要性はあまり高いとは言えず、今後の感染状況にもよりますが、

他庁の様子を見ながら、導入について検討したいと思います。回答は以上ですが、よろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：貴重な御意見ありがとうございました。

では、委員から当庁の感染対策を御覧いただいた上で、何か御意見ございますか。

委員：初めて裁判所の中を見させていただき、非常に綺麗に整備されており、基本的な感染防止対策が講じられていると感じました。

対応策として、非接触型の体温計の整備をしているということですが、それをどのように活用しているのか、事前にいただいた資料に記載されていませんでした。職員が当事者に症状を聞くということで、あくまでも自己申告という形なので、来庁時に受付のところで検温してはどうかと思います。

2点目は、受付カウンターにはきちんと段ボール製のパーティションが設置されていましたが、事務室の職員間に設置されていませんでした。

あと、島根県全体では、今日時点で237人の方が感染されており、今日は益田市でも感染が発表され、県内各地に広がっております。幸いにして死亡者はなく、今日時点での入院者は14人で、一定のところでは抑えられていると思います。引き続き県から様々な要請やお願いを、知事のメッセージとして発しているところですが、御協力をいただきたいと思います。

委員長：ありがとうございました。県の感染状況についても情報提供いただきました。来庁者に対する非接触型の体温計等を用いた健康状態の把握の問題とか、職員間での飛沫感染防止対策が十分なのかという御指摘ですが、ちなみに、県庁での対策等について御紹介いただけますでしょうか。

委員：県庁では、パーティションを設置するよう指示が出ており、各課で対応しておりますが、基本的には、ほとんどの課で整備されていると思います。

それから、非接触型の体温計の整備については、県庁自体が直接県民の方が

いらっしゃることが比較的少ないこともあり、来庁者全員の検温はできていないのが現実です。非接触型の体温計は、一定の部署には幾つか設置していますが、全ての課とはなっていません。

委員長：御紹介いただきありがとうございます。

今、委員のほうから御指摘いただいた点について、裁判所の現状について御紹介いただけますでしょうか。

事務担当者：家裁調査官室では、当事者の方に、体調が悪いときは自己申告していただくのが基本ですが、来庁前の段階で体調不良の場合とか、裁判所に行くのに躊躇されるような場合は、電話連絡をしていただいで確認しております。

来庁時に、自分自身の発熱はないが家族が発熱しているといった情報があれば、了解を得た上で、非接触型の体温計で検温させていただいております。

あと、執務室ですが、調査官室では調査時に当事者と対面で執務していることもあり、職員間にパーティションを設置しています。

事務担当者：職員間のパーティションについては、これまで十分に整備できておりませんでした。必要性や職員間の距離を考慮した上、支部を含めた島根県内の裁判所に近々整備をする予定となっております。

委員長：裁判所の来庁者を全て検温してはどうかという御意見は、別の協議会でもいただきました。

確かにそれが一番理想的なのかもしれませんが、百貨店のような営業施設と異なり、来庁者が間断なく訪れるという状況ではありません。裁判所の来庁は事件があるときの傍聴人、事件申立ての相談者、あるいは事件の当事者の概ね3種類くらいになります。事件の当事者であれば、担当係がある程度当事者の体調を見て、体調不良の場合は無理してお越しいただかなくてもいいとか、体調が悪かったら遠慮なくお帰りいただいで結構ですというアナウンスを繰り返しています。

しかし、傍聴希望者については、裁判所が正確に把握できない現状です。来

庁者全員の検温のためだけに入口に職員を1人配置できるのかという問題もあり、そうすると、体調が悪いときに自己申告していただいたり、体温を測ってほしいという申出があれば、非接触型の体温計で検温するといった受動的な対応になっているのが現状です。

委員：検温や消毒薬の非接触型というのは、当然整備するのにコストがかかるというのはよく分かりますが、裁判所の対応策は、あくまでも来庁者と職員間の感染防止に重点が置かれているように感じました。私どもの会社でもソーシャルディスタンスの確保は励行できておらず、外部からのウイルスの侵入を防ぐことに重点を置いている状況です。会社内部での感染拡大や、会社から外部への感染拡大については、厚生労働省が推奨しているCOCOAを職員の携帯端末にインストールするように指示しており、そういった基本行動をきちんと示して、個人個人の体調管理、行動記録や勤務場所が把握できる環境にするなど、感染が判明した場合のリスクを最小限にするようにしています。

ハード面では、段ボール製のパーティションが面談室等にありましたが、全て横一列に設置されており、隣の人との隔離という面では感染防止対策としては弱いかなという感想を持ちました。

委員長：ありがとうございます。執務室の配席状況とパーティションの設置状況が十分ではないという御指摘をいただきました。

当庁では、職員同士の席の間隔が1メートル程度確保できているかどうかを基準にしており、概ね1メートル程度は確保できているということで、必ずパーティションを設置しなければならない状況であると考えておりません。ただし、絶対に置かないということではなく、感染拡大状況などを踏まえて、職員間の感染防止対策を検討することになります。

皆様の職場での従業員、あるいは職員同士の感染防止対策等も御紹介いただけると、それらを参考にしながら改善をしていきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

委員：裁判所の新しくなった庁舎，それから各部屋を見せていただいて，大変ゆったりとスペースもあるし，感染防止対策も，注意喚起の掲示，パーティション，消毒ポンプの設置など，とてもやっておられるなと思いました。

学校は，各校いろいろな形でガイドラインを定めながら，それに基づいてやっています。学校では，まず子供たちを守るということが全ての基本になります。

その次に，学校で一緒に生活をしている教職員の感染防止対策，さらに，保護者をはじめ，学校に出入りされる外部の方たちとの距離をどうとるか，あるいは来られたときの対応をどうするかということの対策をしてきました。

今も継続していますが，昨年5月の連休明けからは，県内ほぼこの小中学校もそうだと思いますけど，毎日検温をして記録をとらせ，体調について何かあればすぐ学校に連絡をした上で，各自治体の対応に沿ってやっています。

学校行事については，中止や縮小したものも多く，体育祭，音楽祭等は中学3年生の保護者だけにするなどの対応をとった学校もあります。また，来校の際は，保護者にも検温してもらい，名前を書いてもらいます。

非接触型の体温計を準備できる学校は，来校の際に受付で検温をした上で会場に入ってもらいます。学年ごとに保護者を入れ替えるというようなことをしている学校もありました。

このように，学校行事や子供の学習に関しては，毎日消毒も行うなどの感染防止対策をしていますが，職員間の関係で言うと，職員室にパーティションがある学校は，あまりないと思います。

学校はゆったりとした空間ではなく，とても狭い職員室の中でたくさんの教職員が仕事をしています。加えて，子供とのやり取りや指導において，パーティションの設置がふさわしくなかったり，予算の面のこともあり，一般企業と比べてなかなか進んでいないと思います。

そういう点で言うと，COCOAのインストールを全職員に指示するといっ

た点は大変参考になります。

学校の規模も様々なので一概には言えませんが、10人足らずの中学校では通常でもソーシャル・ディスタンスが確保できますが、規模が大きくなるほどいろいろなことで大変苦労した1年でした。

委員：女性用トイレに便座に敷くシートが設置されていますが、今はプッシュ型の除菌液をトイレットペーパーで拭くところが多いと思いますので、予算の問題があると思いますが、変えてみてはどうかと思います。

また、同じく予算の問題があると思いますが、加湿器を設置するとか、密閉された空間で、普段接触しない人が集まって会議をする場合に、クレベリンなどの空間除菌剤が置いてあることによって安心できたりすると思います。

委員長：トイレの除菌については、検討させていただきたいと思います。クレベリンの設置についても、除菌効果等を考慮の上、検討をさせていただきたいと思います。加湿器の設置について、裁判所から説明をお願いします。

事務担当者：この建物は、空気調和機が24時間換気をしており、湿度も調整されています。設定上は、会議室などでは1時間に5回空気が入れ替わるようになっています。

管内支部等については、換気や湿度調整の機能が整備されている庁舎もありますし、整備されていない庁舎については、加湿器を備品で購入できないか、検討しています。

委員長：ほかの方は、いかがでございますか。

委員：COCOAについてですが、私の職場でも、基本的には全職員にインストールをお願いしています。チェックまではしていませんが、やはり国が勧めているものでもありますので、国の機関である裁判所も積極的に活用されてはどうかと思います。

もう1つは、各入口のところに、例えばマスク着用をお願いしますということが文章で貼りつけてありますが、もう少し工夫できないかと思いました。

私の職場にも同じような注意書きがありますが、職員がインターネットで検索したフリーで使える画像で、視覚的にすぐ分かるようなものを作って貼っています。

もちろん文字で伝わらないということではありませんが、少しでも分かりやすくするために、少し工夫していただいてもいいのかなと思いました。

委員長：COCOAについては、これまで当庁で検討しておりませんでした。複数の委員から御指摘をいただきましたので、今後検討させていただきたいと思います。また、注意喚起の掲示物に字が多いという御指摘ですが、インターネットにある画像では、イラストが多く使用されているということですか。

委員：例えばマスク着用でも、「マスク着用をお願いします」と言葉で書くよりは、まず最初にマスクのイラストを載せて、「着用をお願いします」とつけ足すとか、それだけでも随分変わるのかなと思いました。こういった掲示物を作成するのが得意な職員に、工夫してやってもらっています。

委員長：貴重な御意見ありがとうございました。視覚に訴える表示についても検討したいと思います。

委員：大学の取組として、まず大学に来る人を制限していて、学生についても、ほとんどオンラインの授業になっています。大学の場合は、放っておくと、多分一番感染者を出しやすい空間だと思うので、その辺は非常に気を遣ってやっています。

その中で特に、国内移動に関して非常に敏感にやっています。大学独自に感染注意地域というのを毎週特定して、感染者数等が増加するとか、あるいは感染経路が不明である感染者の数とか割合というような指標など、ある指標を超えたときに、そこを感染注意地域と指定して、そこへ移動した場合は、松江に帰ってきたときに、10日間自宅待機を原則としていて、その間、職員であっても学生であっても大学には出てきてはいけないというようなことを、緊急事態宣言が解除され、全国で移動してもよいとなったときからずっと続けていま

す。

ですので、我々も学会とか会議とかで国内を移動することが仕事の大きな部分を占めていましたが、昨年2月から全然行けていない状況です。

裁判所でも出張等があると思いますが、緊急事態宣言が出ているような都道府県に職員が出張した場合に、何か措置をとられているのでしょうか。

委員長：島根県は、現状においては緊急事態宣言等、特段の制限措置がとられていない地域ですけれども、他の地域からの当事者であるとか、そのような事件の対応について、裁判所から御紹介いただけますか。

委員：地方裁判所のほうがやや先行していますが、WEB会議システムを利用した争点整理の手続というのが導入されています。新型コロナウイルス対策の目的で導入されたわけではなく、IT化の流れの中で導入されたのですが、新型コロナウイルス感染拡大の場面で、非常にフィットしまして、東京、大阪、その周辺、広島辺りの代理人は積極的に利用して下さって、極力来庁を控えるような動きになっております。

これまでは、電話会議を利用していましたが、三者間の電話だと、誰に質問をされているのか分かりにくかったり、あるいは書面を示しながら説明をするのにうまくいかないことがありました。今はTeamsという会議システムを使っていますが、非常にスムーズで、利用者も今のところ好印象のようです。

ただ、法廷で尋問をする証拠調べ期日では、限界があります。感染状況によっては期日の延期をしますが、延期して来月確実に開けるか、状況がよくなっているのか悪くなっているのか、昨年の緊急事態宣言時には、多くの企業もそうであったように、裁判所も期日の取消しをしたり、出勤を自粛したりということがありましたが、現在は事案を見ながら、できる工夫をしながら進めている状況で、どのように運営しようか頭を悩ませているところです。

委員長：ありがとうございます。民事事件は、まだ法律上の整備がされていませんが、事実上、WEB会議システムを使用する期日の運用を始めています。

家裁ではまだそこまで進んでおらず、代理人として弁護士が選任されることが多い民事裁判手続と違って、御本人が裁判所に臨んで当事者間の紛争を調整することが多い家裁の手続では、発言の真意や、こちらの説明がきちんと伝わっているのかというところを、フェイス・トゥー・フェイスで確認しながら進めていくのが原則になります。ただ御指摘のとおり、感染注意地域などから来ていただいて、しかも話合いの手続ですので、密室の中に一定時間ずっと同席して会話をすることの感染リスク等を考えた場合、どうしても電話会議では実施できないのであれば、より広い部屋を使用するとか、パーティションを置くなど、いろいろな対策を講じながらやらざるを得ません。

特に感染が拡大して、緊急事態宣言などが出されるような状況においては、できるだけ電話会議を活用する方向になっているところです。

御指摘いただいた職員の出張、協議会関係について、御紹介いただけますか。

事務担当者：裁判所で行われている協議会などについては、人数等を考慮し、できる限り広い部屋を利用、パーティションの設置といった感染防止対策をして開催をするか、管内支部との会議では、テレビ会議を利用して開催することが多かったという実情です。

それから、職員の出張や研修については、出張や研修そのものが中止になるか、テレビ会議を利用して行われました。

事務担当者：家裁調査官が、感染が拡大している地域の当事者の調査をする場合、調査官はフェイス・トゥー・フェイスで、表情を見たりしながら理解度を確認して、発言の真意を探る形で面接しますので、基本は直接会うことになります。緊急事態宣言中は、遠方の場合、その地域の調査官に調査を頼むという、裁判所間の共助事件というのがあり、松江から依頼したことはありませんが、大阪方面の調査官が島根県に行けないので、調査嘱託というのが数件出されています。

とはいえ、事件を担当している本来の調査官が、直接その当事者に会えない

ことになると、実際に会うのは松江の調査官になるので、大阪の調査官が松江で調査をするほうがより手続に反映しやすい部分はあると思われま

す。島根県内でも、隠岐地方は、高齢者の方の調査などで島外の方と直接会うのは、今の時期は止めてほしいと言われることがあり、そのような場合、西郷支部に隠岐の当事者の方にお越しいただいて、本庁の調査官が本庁からテレビ会議を利用して面接をします。この場合、例えば理解ができていいのかという点や、話が非常に個人的な内容になると、感情的になられる場面があったりするケースもあるので、その対応やフォローをできる方であるかとか、感情的になり過ぎず、冷静にお話しただけの方であるかとか、いろいろな検討をしながら、テレビ会議を使って調査官の面接をしています。

民事事件のようにT e a m s を使った調査となると、質が低下するのではないかという懸念もあり、W E B 会議システムを使ってどんどん調査を行うようにはなっていないのが実情です。

委員長：次に、島根県に緊急事態宣言が拡大したときの対応として、縮小態勢の執り方についてどうであったかという点、あるいは現在も含めた裁判所の感染防止対策について、利用者である国民に対する周知の在り方、あるいは緊急事態宣言が出たときの裁判所業務の縮小態勢について、当事者や国民への周知の在り方について御意見をいただければと思います。

東京や大阪は緊急事態宣言が長く出され、しかも、当時は余り新型コロナウイルス感染症に対する知見もそれほどなく、不安が先行していたこともあり、かなり強度の業務縮小態勢を執り、職員の4分の1程度しか出勤しませんでした。基本的には仕事をできるだけ抑えて、当事者に裁判所に来てもらうことも控えるようにし、かなり事件が滞留しました。

松江においては、基本的には東京や大阪からの移動を防ぐという意味で、緊急事態宣言が全国に適用された流れがあり、県知事からも外出自粛要請がありました。職員の通勤形態として、満員電車で出勤する状況ではなく、基本的に

自家用車などが利用されています。そういった状況の違いも踏まえて、縮小規模も、縮小態勢を5割程度に止め、対応できる範囲で仕事を行ったところです。

松江家裁の利用者は県民だけとは限りませんので、国民の皆様への周知としてどうであったのかであるとか、縮小態勢を執ったこと自体の是非の問題も含めて何かお気づきの点などありますでしょうか。

委員：傍聴人の方以外は、ほぼ当事者の方という気がしており、昨年の縮小態勢で対応可能であったならば、問題はなかったのではないかなという気がしています。個人的な感想として、縮小態勢の開始時期、程度はなかなか決めづらいと思いますので、ホームページで情報提供するとか、そういったことを一生懸命やらなくてもいいのではないかという気がしました。

委員長：最低限やるべき業務内容は事前に決めておりましたので、家裁関係では婚姻費用の分担や養育費など生活費に関わる調停などを進めていますが、緊急事態宣言が広がるとそういった手続も基本的には控えるという運用でした。

そうすると、事前に決めたルールでは、養育費の支払を求めるものでも、緊急性があり、仮に払ってほしいということで保全の申立てがされると手続を進めますが、通常養育費の支払を求める調停は、優先順位が低く、緊急事態宣言が解除されるまでは期日を開かないという扱いにすることになります。そうすると、話し合いが進まず、養育費をもらえる状態になるのが遅れることになり、島根県の感染状況に照らして、そこまでする必要があったのかという御意見もあります。現在の第3波の感染状況ではその反省を踏まえ、例えば東京や大阪でも、できるだけ業務は維持しつつ、職員の出勤はある程度抑えて、感染拡大防止にも協力するように対応しています。

ですから、昨年の緊急事態宣言時には、事前に決めたルールどおり取りあえずやろうとしたために、個別の事件処理から見ると、かなり硬直的な対応だったのではないかという批判的な御意見もいただいています。

委員：学校現場では、当初、一斉臨時休校になりました。我々も初めての経験で

したが、在宅勤務の制度について、県が条例解釈を整理して対応できるようになりました。また虐待があるなど、家庭に課題を抱えている子には家庭訪問をしなければいけないし、そういう子たちに対しては教職員が対応しないといけません。

養育費のことにしても、スピード感を持って進めないといけない部分については、やはり個別に進めないといけないだろうし、それぞれの場面でやることをやる形をとるなど、どういう形づけをしていくかということが大事だと思います。

それと広報の仕方について、学校現場が変わったのは、ホームページなどで発信する事柄は、保護者の来校を控えてもらうこともあり、多分どこの学校も今までより増えたと思います。

しかし、裁判所については、関係のある人は限られており、限定的な発信と一般的な広報の区別が必要だと思います。

委員長：ありがとうございました。